

統一的な基準の財務書類における注記

(全体財務書類、連結財務書類にのみ該当する内容は注記5、6に記載)

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

取得原価で評価しています。ただし、昭和59年度以前に取得のインフラ資産(道路)の土地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産

取得原価で評価しています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のないもの

市が保有する外郭団体等の株式及び出資金等を取得原価。

② 市場価格のあるもの

会計年度末における市場価格。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 事業用資産及びインフラ資産

定額法により残存価額1円まで減価償却を行っています。耐用年数は「公有財産の耐用年数に係る基準」で定めています。また「固定資産の計上に関する基準」において、資産を取得した翌年度から減価償却を開始することを定めています。ただし、道路の舗装部分等のうち取替資産については、部分的取替に要する支出を費用として処理する方法を採用しています。

② 物品

定額法により残存価額1円まで減価償却を行っています。耐用年数は「重要物品の耐用年数に係る基準」で定めています。また「固定資産の計上に関する基準」において、資産を取得した翌年度から減価償却を開始することを定めています。

物品のうち図書については、「図書館資料における資産計上の取扱いに関する基準」において、減価償却を行わないことを定めています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額が100万円以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、修理や改良が、通常の維持管理費用や損壊した場合の現状回復である場合は修繕費として処理しています。

2. 重要な後発事象

(1) 組織・機構の大幅な変更

町田市の防災安全に係る執行体制を強化するため、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日付で、市民部から防災安全機能を独立させた「防災安全部」を新たに設置しました。

また、同日付で、道路に関する業務（計画・整備・維持管理）を所管していることが明確になるよう建設部の名称を「道路部」に改めました。

3. 偶発債務

(1) 債務保証又は損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

区分	平成 28 年度（2016 年度）末
一般会計	千円 477,000
町田市土地開発公社が融資を受けた公共用地等 取得資金に係る債務保証	477,000
特別会計	0
合計	477,000

(2) 係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

名称等	金額（円）	事件番号	概要
町田市立町田第三 小学校いじめ裁判	10,201 千円	平成 28 年（ワ） 第 617 号 損害賠償 請求事件 東京地裁	町田市立町田第三小学校の児童である原告が、同級生からいじめを受けたと主張し、同級生の両親と市に対して損害賠償を請求している事案
忠生土地区画整理 事業調停	13,031 千円	平成 29 年（ノ） 第 8 号 被害弁償 等請求調停事件 東京地裁	忠生土地区画整理事業における道路・水道工事によって、換地処分を受けた申立人らの土地及び建物が被害を受けたため、その賠償について市と協議していたが、これを途中で打ち切られたとし、その協議の再開と被害の賠償を求めている事案

4. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

- ・ 実質赤字比率 ー
- ・ 連結実質赤字比率 ー
- ・ 実質公債費比率 $\Delta 1.3\%$
- ・ 将来負担比率 ー

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

区分	平成 28 年度 (2016 年度) 末
一般会計	千円 258,189
農業経営基盤強化資金利子助成	34
中小企業融資事業資金貸付に係る利子補給	244,698
小規模事業者経営改善資金融資に係る利子助成	13,457

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

会計	繰越明許費	事故繰越し	合計
一般会計	千円 3,914,358	千円 42,501	千円 3,956,859

(2) 貸借対照表に係る事項

① 町田市会計基準から統一的な基準へ変更したことによる影響額等は次のとおりです。

ア) 事業用資産 (△1,723 億円)

公園資産について、町田市会計基準では事業用資産に計上していますが、統一的な基準ではインフラ資産に計上しています (△1,731 億円)。

建設仮勘定について、町田市会計基準では事業用資産の外に計上していますが、統一的な基準では事業用資産の中に計上しています (+7 億円)。

イ) インフラ資産 (△6,323 億円)

資産評価について、町田市会計基準では取得価額が不明な資産であっても推計計上していますが、統一的な基準では、道路等土地のうち受贈部分と昭和 59 年以前取得分を 1 円評価しています。このため、統一的な基準のインフラ資産は、町田市会計基準の約 4 割となります。(△8,089 億円)。

公園資産について、町田市会計基準では事業用資産に計上していますが、統一的な基準ではインフラ資産に計上しています (+1,731 億円)。

建設仮勘定について、町田市会計基準ではインフラ資産の外に計上していますが、統一的な基準ではインフラ資産の中に計上しています (+35 億円)。

ウ) 預り金 (+4 億円)

預り金 (歳計外現金) について、町田市会計基準では計上していませんが、統一的な基準では資産の部では現金預金に計上し、負債の部では預り金として計上しています。

エ) 長期延滞債権 (+7 億円)

長期延滞債権について、町田市会計基準では流動資産の未収金に計上していますが、統一的な基準では固定資産に長期延滞債権として計上しています。

② 有形固定資産のうち売却可能資産

区分	平成 28 年度 (2016 年度) 開始時		平成 28 年度 (2016 年度) 末	
	残高	うち売却可能資産	残高	うち売却可能資産
事業用資産	千円	千円	千円	千円
土地	295,473,035	786,002	298,911,781	653,313

平成 29 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の（298,911,781千円）は貸借対照表における簿価を記載しています。

③地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 79,119,797千円

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 77,188,344千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 6,678,697千円

将来負担額 118,895,589千円

充当可能基金額 18,443,463千円

特定財源見込額 22,852,481千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 79,119,797千円

⑤ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 64,310千円

（3）純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

（4）資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 2,738,841千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	145,395,214千円	140,775,555千円
繰越金に伴う差額	4,957,695千円	-
資金収支計算書	140,437,519千円	140,775,555千円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	5, 185, 099千円
投資活動収入の国県等補助金収入	1, 974, 317千円
未収債権、未払債務等の増加	2, 481, 973千円
減価償却費	△5, 213, 995千円
賞与等引当金繰入額	△782, 468千円
退職手当引当金繰入額	△920, 385千円
徴収不能引当金繰入額	△90, 878千円
資産除売却損	△208, 686千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	2, 424, 977千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。
 なお、一時借入金の限度額は3, 000, 000千円です。

5. 全体財務書類に関する注記

①財務諸表の対象となる会計

- ・ 町田市国民健康保険事業会計
- ・ 町田市下水道事業会計
- ・ 町田市介護保険事業会計
- ・ 町田市後期高齢者医療事業会計
- ・ 町田市病院事業会計

②財務書類の作成方法

町田市は 2012 年度決算から町田市会計基準で財務諸表を作成しているため、一般会計と同様に、特別会計の財務書類については、町田市会計基準の勘定科目を組み替えることで作成しました。

6. 連結財務書類に関する注記

①財務書類の対象となる団体

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
南多摩斎場組合	一部事務組合	比例連結	51.4%
多摩ニュータウン環境組合	一部事務組合	比例連結	5.4%
東京たま広域資源循環組合	一部事務組合	比例連結	10.0%

東京都十一市競輪事業組合	一部事務組合	比例連結	9.0%
東京都市町村総合事務組合	一部事務組合	比例連結	8.7%
東京都後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	3.5%
町田市勤労者福祉サービスセンター	第三セクター等	全部連結	—
町田市文化・国際交流財団	第三セクター等	全部連結	—
町田市観光コンベンション協会	第三セクター等	全部連結	—
町田新産業創造センター	第三セクター等	全部連結	—
まちだエコライフ推進公社	第三セクター等	全部連結	—
町田まちづくり公社	第三セクター等	全部連結	—
エルム・スリー管理	第三セクター等	比例連結	30.0%
町田センタービル	第三セクター等	比例連結	25.9%
町田市社会福祉協議会	第三セクター等	全部連結	—
町田市土地開発公社	地方三公社	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

ア) 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

イ) 地方三公社は、全部連結の対象としています。

ウ) 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25%未満の場合は、比例連結の対象としていません。

エ) 第三セクター等のうち町田市社会福祉協議会の貸借対照表の基本金は 3,000 千円ですが、その他に町田市からの出捐金が 80,000 千円あるため、全部連結としています。

オ) 一部事務組合のうち東京都六市競艇事業組合は、地方公営企業法の適用に向けた作業中であるため連結対象外としています。

②消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

③決算日は平成28年（2017年）3月31日です。